

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇ 条 例 鳥取県大規模事業基金条例 (財政課)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (建築課)

公布された条例のあらまし

◇ 鳥取県大規模事業基金条例

- 一 県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てるため、鳥取県大規模事業基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）
- 二 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。（第二条関係）
- 三 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならないものとする

こととした。（第三条関係）

四 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする（第四条関係）

五 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする（第五条関係）

六 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第六条関係）

七 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 議会の議長、副議長及び議員の報酬並びに知事の給料の額を次のとおり改めることとした。

区 分	議会の議員			現 行	改 定 後
	議 員	副 議 長	議 長		
知 事	一、〇〇〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	七四〇、〇〇〇円	月額	月額
	一、〇〇〇、〇〇〇円	六四〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円		
	一、〇七〇、〇〇〇円	六四〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円		

二 一以外の特別職の職員（選挙長、選挙分会長、審査分会長、

選挙立会人及び審査分会立会人を除く。の給料又は報酬の額を次のとおり改めることとした。

区 分	報酬又は給料の額	
	現 行	改 定 後
副 知 事	月額 七七〇、〇〇〇円	月額 八三〇、〇〇〇円
出 納 長	六五〇、〇〇〇円	七〇〇、〇〇〇円
教育委員会の委員	委員 長	一七〇、〇〇〇円
	委 員	一四〇、〇〇〇円
選挙管理委員会の委員	委員 長	一三〇、〇〇〇円
	委 員	一〇〇、〇〇〇円
監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員	八〇、〇〇〇円
	知識経験を有する者のうちから選任された監査委員	一九五、〇〇〇円
人事委員会の委員	委員 長	一七〇、〇〇〇円
	委 員	一四〇、〇〇〇円
地方労働委員会の委員	会 長	一七〇、〇〇〇円
	公 益 委 員	一四〇、〇〇〇円

- 三 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十四年一月一日から適用することとした。
- ◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 一 第二種県営住宅美穂第三団地（鳥取市下味野）を廃止することとした。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

附属機関の委員その他の構成員	専 門 委 員	公安委員会の委員		内水面漁場管理委員会の委員		海区漁業調整委員会の委員		収用委員会の委員		使用者委員及び労働者委員
		委 員	委 員 長	委 員	会 長	委 員	会 長	委 員	会 長	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七、八〇〇円	一日につき 一四、〇〇〇円以内	一四〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円
八、五〇〇円	一日につき 一五、〇〇〇円以内	一五〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	六七、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円

条 例

鳥取県大規模事業基金条例をここに公布する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

鳥取県大規模事業基金条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てるため、鳥取県大規模事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならない。

(運用益金の整理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して

整理するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一条、第二条、第三条、第四条関係)

人事委員会の委員		監査委員		選挙管理委員会の委員		教育委員会の委員		出納長	副知事	知事	議会の議員			区分
会長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	議員				副議長	議長	月額	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一八五、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	七〇〇、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円	一、〇七〇、〇〇〇円	六四〇、〇〇〇円	六九〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円

選挙立人会人	審査分会長	選挙分会長	選挙分会長	附属機関の委員その他の構成員	専門委員	公安委員会の委員		内水面漁場管理委員会委員		海区漁業調整委員会委員		収用委員会の委員		地方労働委員会の委員	
						委員	委員長	委員	会長	委員	会長	委員	会長	使用者委員及び労働者委員	公益委員
〃	〃	〃	〃	〃	一日につき	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五、七〇〇円	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、五〇〇円	一五、〇〇〇円以内	一五〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	六七、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円

審 査 分 会 立 会 人 “ 五、七〇〇円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和六十四年一月一日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

美穂第一団地	鳥取市下味野
美穂第三団地	

を 美穂第二団地 鳥取市下味野 に

改める。

別表第二中「美穂第二団地 美穂第三団地」を「美穂第二団地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。